

第5期富山県廃棄物処理計画の概要

第1章 総論

- 位置付け
 - 廃棄物処理法に基づき、国の基本方針に即して定める計画
 - 県の総合計画や環境基本計画の廃棄物処理に関する個別計画
- 計画の期間
令和8年度から12年度までの概ね5年間
(ただし、経済社会情勢や廃棄物の排出状況などに大きな変化があった場合は、適宜、必要な見直しを行う。)

第2章 廃棄物の現状と将来予測

1 一般廃棄物の現状（現行計画の目標との比較）

区分	5年度 (実績)	7年度 (目標)	目標との比較
排出量	388千t	374千t	達成困難
循環利用率	25.3%	28%	達成困難
最終処分量	35千t	32千t	達成困難

2 産業廃棄物の現状（現行計画の目標との比較）

区分	5年度 (実績)	7年度 (目標)	目標との比較
排出量	4,157千t	4,228千t	達成見込み
循環利用率	36.6%	36%	達成見込み
最終処分量	146千t	138千t	達成困難

第3章 本県が取り組むべき循環型社会づくりへの課題

1 廃棄物に関する最近の課題

- 気候変動問題や天然資源の枯渇等の環境・社会問題に対応するため、一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指す必要がある。
- 令和6年能登半島地震の対応では、実施段階での具体的事務の遅延や官民連携における業務手順の取決め不足などの課題が見いだされたことから、県、市町村における災害廃棄物の対策の実効性の確保等に取り組む必要がある。

2 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用に関する課題

[一廃] 過剰包装の見直しなどの発生抑制の取組みや、ごみの分別ルールの徹底による再生利用の推進を図る必要がある。

[産廃] 最終処分率が高く、最終処分量の多い廃プラスチック類等を中心に再生利用の取組みを推進する必要がある。

3 その他の課題

- 中山間地域等での不法投棄や野外焼却、ヤード業者の監視・指導を強化する必要がある。
- 持続可能な廃棄物処理体制の構築や優良な廃棄物処理業者の育成、人材確保を図る必要がある。

第4章 計画の目指す姿と施策の方向性

1 本県の目指すべき循環型社会の姿【富山県の将来像】

- 環境負荷や天然資源の使用が最小化された資源効率性の高い社会の構築により県民のウェルビーイングが向上
- 各主体が緊密に連携協力し、一体となって主体的かつ継続的に3R活動や環境保全活動に取り組み、循環型社会を維持
- 循環経済への移行等により環境・社会問題が解決されるとともに、廃棄物処理業者等の事業が安定的・効率的に継続される社会

2 計画の目標

(1) 一般廃棄物の目標

区分	現 状		将来予測	目 標 値
	4年度 (国基準年度)	5年度 (最新実績)	12年度 (計画最終年度)	12年度 (計画最終年度)
排出量	349千t	338千t	317千t	311千t [4年度比▲11%]
循環利用率	25.4%	25.3%	25.3%	26%
最終処分量	36千t	35千t	33千t	32千t [4年度比▲10%]

[国の基本方針等の目標（一廃）]
・排出量：4年度比約9%削減
・循環利用率：約26%（約6%増加）
・最終処分量：4年度比約5%削減

(2) 産業廃棄物の目標

区分	現 状		将来予測	目 標 値
	4年度 (国基準年度)	5年度 (最新実績)	12年度 (計画最終年度)	12年度 (計画最終年度)
排出量	4,197千t	4,157千t	4,206千t	4,071千t [4年度比▲3%]
循環利用率	40.9%	36.6%	37.0%	37%
最終処分量	197千t	146千t	173千t	143千t [4年度比▲27%]

[国の基本方針等の目標（産廃）]
・排出量：4年度比約2%増加に抑制
・循環利用率：約37%（4年度水準を維持）
・最終処分量：4年度比約10%削減

※一般廃棄物の排出量：本計画からは国の集計基準に合わせ、計画収集量、直接搬入量、集団回収量のみ計上することにした。

第5章 循環型社会づくりのための推進施策

- 「富山県サーキュラーエコノミー推進ロードマップ」に基づき、製品のライフサイクルに関係する様々な主体が連携しながら、循環経済への移行に向けた取組みを推進
- 災害廃棄物対策の実効性を確保するため、能登半島地震の教訓を踏まえた災害廃棄物処理体制の見直しを推進

1 循環経済への移行による持続可能な社会づくり

① 環境配慮設計の推進による天然資源の使用削減

- 新 環境配慮設計への転換や新商品・新技術の研究開発への支援
- 新 再生可能資源への素材転換の促進
- ・ 環境配慮商品の購入や資源循環に配慮した消費行動の啓発

② 循環資源の徹底的な有効利用

- 新 アルミの更なる再資源化の推進
- 他 プラスチックの使用削減や回収・再資源化の促進
- 新 異業種間連携による資源循環に資するプロジェクトの創出

③ 動静脈連携に基づく地域資源循環の推進

- 新 企業のマッチングやセミナー開催を通じた地域資源循環の推進

2 廃棄物の3Rの推進

- 他 リユース活動の拡大や、プラ使用の合理化による2Rの推進
- ・ フードバンク活用やフードドライブなど未利用食品等の有効活用
- ・ 木質系廃棄物のバイオマス利用など再生利用の高度化・効率化
- ・ 県認定エコ・ステーションなどの資源回収の仕組みづくり
- 他 循環経済や3Rの視点を踏まえた環境教育の推進

3 廃棄物の適正な処理体制の確保

- ・ スtockマネジメント手法による廃棄物処理施設整備の推進
- 他 デジタル技術を活用した排出事業者やヤード業者等への指導強化
- 他 災害廃棄物処理計画の見直しや関係主体との連携体制の強化

4 循環型社会を担う人材の確保・育成

- ・ 廃棄物処理業者の次世代環境産業への転換や人材育成の推進
- ・ デジタル技術を活用した生産性向上の促進
- 新 業界の魅力発信の取組み支援を通じた就業希望者の拡大

第6章 各主体の役割

1 県民の役割

プラスチック製品の過剰使用の抑制や生ごみの減量化、紙ごみの分別、環境配慮製品の優先購入など廃棄物の排出抑制や循環的利用に向けた取組みを実践する。

2 事業者の役割

事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理し、排出事業者、製造事業者、販売事業者、廃棄物処理業者それぞれの立場から廃棄物の循環的利用に努める。

3 県・市町村の役割

廃棄物の適正処理、廃棄物処理体制の整備、3Rに関する取組への支援等を行う。

第7章 計画の推進

1 推進体制の整備

「環境とやま県民会議」や「市町村一般廃棄物対策推進協議会」などの場を活用し、意見・情報交換を行うほか、意見等を施策に反映する。

2 計画の進行管理

廃棄物の排出及び処理状況などを継続的に把握するとともに、目標の達成状況は12項目の評価指標を用いて検証する。

新：新規 他：拡充